

VII

産業廃棄物処理状況と適正処理の取り組み

Ⅶ 産業廃棄物処理状況と適正処理の取り組み

1. 令和5年度の処理状況

産業廃棄物の処理の流れは、図1のとおりであり、排出量の約6割が再生利用されている。この中で記された再生利用量は、中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用された量を示している。最終処分量は、直接最終処分された量と中間処理後の残さのうち最終処分された量を合わせて示している。また、市外処理量は、市内で処理できない産業廃棄物などが市外の処理施設へ運搬された量を示している。過去10年間の産業廃棄物処理量の推移は図2のとおりである。

図1 産業廃棄物の処理の流れ

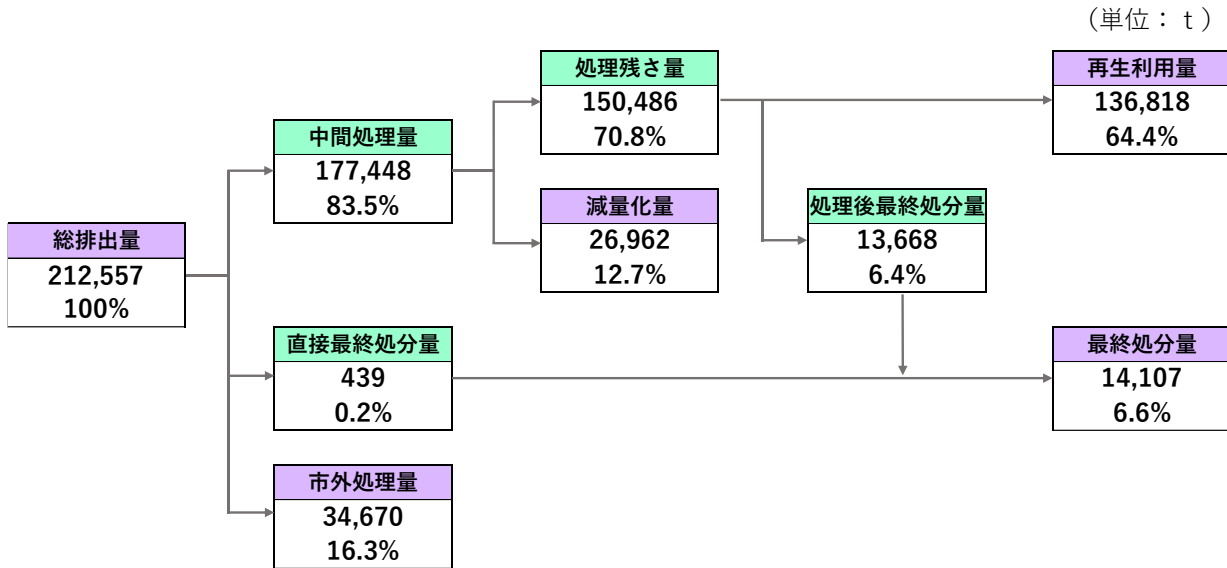
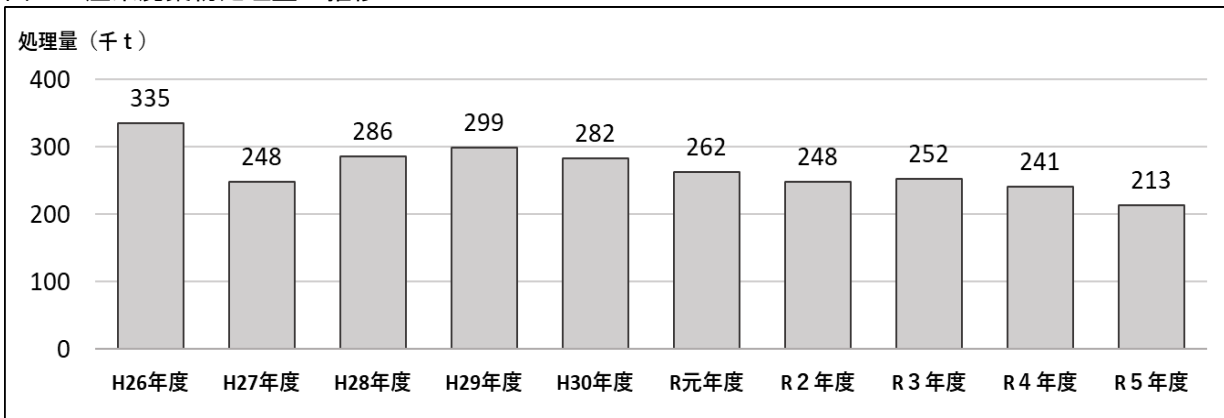


図2 産業廃棄物処理量の推移



2. 適正処理に関する取り組み

本市では、産業廃棄物処理業者、医療機関等の排出事業者およびPCB廃棄物保管事業者等への立入検査を実施し、廃棄物の保管方法、処理委託の内容や処理の状況を確認し、適正処理に係る指導を行っている。令和6年度は、生活環境に支障が生じるような重大な違反はなかった。